



市長コメント  
松島 世佳

島原鉄道廃止問題に関しましては、廃止が発表されて以来、市の島原鉄道廃止問題対策本部や島原鉄道自治体連絡協議会路線廃止問題対策会議において、関係皆さまのご意見も伺いながら対応を行ってきたところでありますが、市の将来にわたる財政運営を考えた上で、代替バスの運行確保をもって「廃止やむなし」との決断に至りました。

特に、存続に対して署名をいただいた36,000人の方々の想いは大変重く受け止め、関係市との協議によって代替バス運行計画が決定された後も、もう一度存続、あるいは一定期間の休止による路線維持について、真剣に検討を行ってまいりましたが、平成20年度で改正予定となっている国の法律に照らしても、路線維持は困難と判断せざるを得ませんでした。

およそ100年、地域に親しまれてきた島原鉄道が本市から姿を消すことは寂しく、「できれば残したい」という想いは皆さまと同じであります。市を預かるものとして下した苦渋の決断について、どうかご理解を賜りますようお願いいたします。

これからは、鉄道の代替交通として路線バスの増便で対応してまいります。代替バス運行に際しては、関係高校の意見や本市の要望について可能な限りの配慮をいたしており、皆さまの日常生活に大きな支障は来さないものと思っておりますので、代替バス運行につきましても、市民皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ  
企画振興部 企画振興課 地域振興班  
TEL 050-3381-5030



**バス関係施設整備について**  
平成19年度、県の事業において国道のバス停車帯（バスベイ）1カ所が整備され、市単独事業でバス停の屋根施設6カ所の整備を行いました。平成20年度以降も、バスベイについては県事業となりませんが、計画的に整備を進める予定です。

**鉄道存続に対する署名運動等について**  
去る1月17日、島原半島を未来につなぐ会（泉川欣一代表）から、南島原市と島原市に、約36,000人の方々の署名を添えた路線存続に対する要望・提案がありました。内容は、国の「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」に基づいて、鉄道存続のための地域公共交通総合連携計画を策定すること、そのための協議会を設置すること、線路や駅舎などの鉄道資産を自治体などが保有・管理し、鉄道事業者は運行のみを行う「上下分離方式」と呼ばれる運行形態の導入などが提案されました。

市としては、関係市との協議により決定した代替バス運行について、その準備を確実にしながらも、市の島原鉄道廃止問題対策本部や市議会議員の皆さまの意見を伺い、もう一度、存続あるいは休止状態での路線維持が図れるかどうか、島原市と真剣に検討を行いました。国の法律において、現行では「上下分離方式」に対する支援はありませんが、1月29日に閣議決定され、平成20年度に成立する予定となっている法律改正案では、鉄道資産の取得費や設備投資など「上下分離方式」を採用した場合に一定の支援が打ち出されています。しかしながら、どのような

運行形態をとった場合においても、運行赤字や鉄道資産保有にかかる日常の維持管理費について支援はなく、市として赤字補てん以上に多額の費用負担が見込まれることから路線維持は困難と判断し、3月24日、提案に対して履行できない旨の回答を行いました。地域公共交通総合連携計画策定のためには、関係者で構成する協議会において全員の合意が必要であり、事業者である島原鉄道株の合意が前提であります。廃止発表から1年以上をかけて準備を進めてきた島原鉄道株において、路線存続への対応が現実的に不可能であったことも判断の大きな材料でありました。市では、今後平成20年度に

**踏切通過時は細心の注意を!!**

4月以降列車が通ることはありませんが、ドライバーの皆さんは、他の車や歩行者に十分注意して安全運転をお願いします。また、歩行者の皆さんも車の通行に注意して安全確認を十分行いましょう。



島原鉄道南線が廃止！  
4月から代替バスを運行



3月31日をもって、島原鉄道南線（島原外港駅～加津佐駅間）が廃止されました。昨年1月31日に島原鉄道株から廃止発表が行われて以来、南島原市では島原鉄道廃止問題対策本部を設置し、さまざまな対応を協議・検討してきましたが、路線の存続・維持については困難との結果に至り、4月以降、鉄道に代わる公共交通として、島原鉄道株による代替バスが運行されることになりました。

**代替バス運行計画について**  
他の沿線3市との協議を踏まえて  
① 毎年増加が見込まれる赤字補てん  
② 安全確保のために今後見込まれる設備投資への多額な支援  
③ 人口減少が予測される中で期待できない利用者の大幅増加  
以上大きくは3点から島原鉄道南線の存続は困難と判断し、代替交通確保の検討に移行した経過については、昨年の広報南島原9月号で報告したとおりです。  
その後、沿線自治体のほか、国、県、島原鉄道株、民間関係団体等で構成する島原鉄道自治体連絡協議会路線廃止問題対策会議を中心に、代替バスの運行計画について、協議・検討を繰り返してきましたが、去る1月23日に開催された第4回路線廃止問題対策会議において、最終の運行計画が承認・決定されました。  
今後は、鉄道に代わる市民皆さまの日常の足として運行されますが、運行計画については、関係高校の意見にも十分配慮されているほか、特に

影響が大きい南島原市としての要望にも可能な限り応じたものとなっております。その変更点は、次のとおりとなっております。

- ① 口之津駅前発着を加津佐駅前発着に変更
- ② 鉄道代替便（13便）については、島原駅で鉄道と連絡
- ③ 学生が利用する朝夕の登下校時間帯については、の輸送を確保するため、平日14・5往復、休日13往復を増便
- ④ 利用者の利便性、安全性および渋滞緩和に配慮して、北有馬駅（保健センター前バス停）・有家駅（有家バス停）經由便を新設
- ⑤ 学生の通学時の定時性確保と渋滞緩和のため、乗車できる区間を限定し、それ以降目的地へ直行する「ノンストップ便」を設定（早朝のみ）
- ⑥ 加津佐発着便にも島原病院經由便を新設

なお、ご利用にあたっては、別にお配りしています「4月からのバス利用ガイド」をご覧ください。